



令和2年度第1回 下請法クイズ ～よくある勘違い～

公正取引委員会中部事務所では、日々、下請法に関して、ご相談をお寄せいただいています。その中で多く見受けられる「勘違い」について、クイズ形式でまとめてみました。「勘違い」による法律違反の未然防止にご活用いただければ幸いです。

ステップ1（下請法の適用対象：役務提供委託）

Q1：

運送業を営むA社（資本金5億円）に勤めるNさんは、上司の指示で取引先との取引条件の見直しをしています。下請法の適用を受ける取引については、一般の取引とは別の取引条件にしようと考えているのですが、下請法の適用を受ける取引先がどこなのかNさんは分かりません。

次のB社、C社、D社（3社とも資本金は3000万円）は、A社の下請事業者（下請法の適用を受ける委託先）に該当するでしょうか？

（B社）給食会社（A社の社員食堂の運営を委託している。）

（C社）運送会社（A社が受注した運送の一部を再委託している。）

（D社）税理士法人（A社の経理事務処理を委託している。）



ステップ2（親事業者の義務：書面の交付義務）

Q2：

親事業者であるE社は、下請事業者であるF社に対して部品の製造を委託しており、発注後直ちに、発注書面を交付しています。

E社は、発注時までに納期を定めて発注書面に記載することが可能ですが、「納期」については、発注書面に記載せず、発注後にF社と口頭で取り決めています。

発注書面に納期を記載していないことについて、E社の発注担当者のOさん、Pさん、Qさんは、下請法の観点から次のようなことを考えています。正しい理解をしている人はいるでしょうか？

（Oさん）発注後に納期を決めるというやり方でF社も納得しているから、わざわざ発注書面に納期を記載する必要はないと思う。

（Pさん）これまでF社は、発注書面に納期を記載してほしいと言ってきていない。言ってきたら記載することでもいいのではないかなと思う。

（Qさん）「納期」は、発注書面の必要記載事項ではないから記載しなくてもいいのではないかなと思う。

解説

ステップ1（下請法の適用対象：役務提供委託）



A 1

C社は下請事業者に該当しますが、B社とD社は下請事業者に該当しません。

下請法は、世の中の全ての委託取引を適用対象としているのではなく、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金（資本金の額又は出資の総額）の区分」の両面から定めており、この2つの条件の両方を満たすと下請法が適用されます。反対に、この2つの条件を満たしていない取引は、下請法の適用を受けません。

【参考】下請取引の適用対象

下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分

このうち、役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。つまり、委託事業者が請け負った役務を再委託する取引が規制の対象となります。

【参考】取引の内容（役務提供委託）

（下図②の一部分が下請法の適用対象となる下請取引です。）

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。



【参考】資本金区分（親事業者、下請事業者の定義）

（下図□部分が運送委託で適用される資本金区分です。）

● 物品の製造委託・修理委託	
● 情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)	
親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)

設問のように、B社・D社との取引の内容は、A社が自ら利用する役務の委託に当たるので（再委託には当たらないので）、役務提供委託に該当しません。一方で、C社との取引の内容は、再委託に当たりますので、役務提供委託に当たります。また、運送委託の場合は、委託事業者の資本金に応じて3億円基準又は1000万円基準のいずれかの資本金区分が適用されますので（設問の場合は3億円基準で検討します。）、A社の資本金は5億円（3億円超）であり、C社の資本金は3000万円（3億円以下）ですから、資本金区分の条件（3億円基準）を満たします。

したがって、A社とC社の取引は、取引の内容と資本金区分の両方の条件を満たしているため、下請法の適用対象となり、C社は下請事業者に該当します。

ステップ2（親事業者の義務：書面の交付義務）

A 2

Oさん、Pさん、Qさんの3人とも間違っています。

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、「下請事業者の給付の内容（発注内容）」、「下請代金の額（発注金額）」、「下請事業者の給付を受領する期日及び場所（納期及び納入場所）」、「下請代金の支払期日及び支払方法」、その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付する必要があります（下請法第3条第1項）。

設問のように、発注時に直ちに発注書面を交付していたとしても、また、下請事業者の了解を得ていても、上記のとおり納期（受領する期日）は必要記載事項なので、交付した発注書面に記載すべき必要記載事項の一部が記載されていない場合は、書面の交付義務の規定に違反します。

したがって、「F社も納得している」（Oさん）、「F社は発注書面に納期を記載してほしいと言っていない」（Pさん）、「必要記載事項ではない」（Qさん）という考えは、いずれも誤りです。

E社は、発注書面に「納期」も記載する必要があります。

* 上記内容等に関するお問い合わせにつきましては、下記の窓口にお電話ください。

公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課 (052) 961-9424

